

長者ヶ崎海岸営業組合自主ルール

令和8年4月2日 改訂

1、 営業時間

閉店時間 20:30

- ① 閉店後は、ロープ等で店内を囲うなどのクローズサインを出し、一般客に対して、明確に意思表示を行うこと。
- ② オープンは6時以降とし、海水浴場開設時間の9時00分までは積極的な営業、勧誘は行わないこと。
- ③ 例外として、地域のイベント等は上の限りでないものとする。

2、 営業形態

- ① 地域住民の平穏な生活環境を乱すことや、大音量でダンスミュージックを海の家の内外に流し、海岸利用者にダンスに興じることを容認するような営業形態は行わない。
- ② 営業中に音楽を流す場合は、騒音にならないように徹底し、また、近隣の住民に迷惑をかけたり、他の店舗の営業妨害等になったりするような音は出さないこと。

3、 クラブ化の禁止

- ① 「クラブ化」の形態による営業は絶対に行わないこと。
 - 常時、海の家フロアには椅子・テーブル等を設け、また、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けないこと。
 - 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員からの海の家店内配置図(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのための配置の変更をしていないかどうか等について、確認を行うこと。
 - 「クラブ化」の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わないこと。

4、 イベント

- ① すべてのイベントは、葉山町の海水浴場の魅力を高めるものに限る。
- ② 音楽イベントは行わないこと。
- ③ 音楽イベント以外で、30人以上の参加者が予定されているイベントについては、組合長を通じて実施日時、参加予定人数、内容をイベント実施日の1週間前までに町に報告すること。

5、 風紀

- ① 従業員は、刺青、これに類する外観を有するものを露出してはならない。
- ② 酒類・たばこを販売する際は、購入者が20歳未満であると思料する場合、顔写真付きの身分証明書等にて年齢を確認した上、販売すること。

- ③ 店内及び店舗周辺での違法薬物の使用の防止の徹底に努めること。
- ④ アルコール類の提供にあたり、泥酔者を発生させないように徹底すること。また、飲酒後は遊泳しないように注意を促すこと。
- ⑤ 店舗側において対応が困難なトラブルが発生した場合には、速やかに警察まで通報すること。
- ⑥ 強引な客引きは行わないこと。

6、ルール違反者への対応

- ① 葉山海水浴場ルールに違反したものについては、事情に応じて罰則規定を設けること。

7、苦情対策

- ① 海の家営業全般に関する苦情は、組合長が窓口となり、対応に努めること。
連絡先 080-4439-9449（長者ヶ崎海岸営業組合 組合長 秋山 健次郎）
- ② 苦情を受けたときは、当事者と協議を行い、再発防止に努めること。
- ③ 海水浴利用者や地域の住民等から受けた要望・苦情について、記録簿を作成し、関係行政機関からの要請があれば、これを提出すること。

8、美化活動

- ① 清掃責任者は、各店舗の営業責任者とする。毎朝、各店舗前の海浜の清掃を実施すること。
- ② ゴみの処理は各店舗ごとに、業者による回収で処理すること。
- ③ ゴみの処理時間は8:30までとする。
- ④ ゴみの資源化、減量化、分別を徹底し、なるべく店内にゴミを残さないこと。店内にゴミを残す場合は、ネットをかける等、外から見えないようにすること。
- ⑤ 利用者にゴミの持ち帰り運動のお声がけをすること。
- ⑥ 台風等により大量のごみが発生したときは、町と協議の上、迅速かつ適正に処理すること。
- ⑦ 海を家の排水は浸透枳により処理し、公衆衛生確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。また、廃油を廃棄物として処理し排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の低減に取り組むこと。

9、水上バイクについて

- ① 海水浴場(遊泳区域)周辺を水上バイクにて航行しようとする利用者に対して、徐行エリア、係留禁止エリア等のルールを十分に周知し、厳守させること。

10、暴力団排除

- ① 暴力団の活動を助長し、または、暴力団の運営に資することとなる取引は行わないこと。
- ② 暴力団関係者の介入を阻止するために、営業責任者及び海を家の従業員の身分証明書や暴力団関係者でない旨の契約書を作成し、組合長に提出すること。

11、車両の乗り入れ及び砂浜への駐車禁止

- ① 歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み下ろし時以外、車両を砂浜に乗り入れないこと。乗り入れる車両には店名を明記したカード等を表示する。
- ② 災害等により、緊急に重機等を砂浜に乗り入れる際は、町に報告すること。
- ③ 組合員及び業者は、原則として 9:00～17:00 の間は乗り入れない。

12、迷惑駐車、違法駐車

- ① 駐車場の開場時間内の駐車場利用を前提としているため、基本的に対応しない。

13、海の家建築・撤去時の注意

- ① 海の家建築・撤去期間は、占用期間内とする。
- ② 海の家建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の適切な対応を行うこと。

14、海の家占有許可

- ① 海を家の運営におけるパラソル・サマーベット等のレンタル用品は、利用者が求めてから設置し、また、椅子やテーブル、看板、ロープその他の工作物を海を家の占有許可区域外に設置することにより、一般の利用を妨げることがないように徹底すること。
- ② 占有期間内に、建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、海の家撤去後は、原状回復を徹底し、景観の保全に努めること。

15、災害時の対応

- ① 地震等の災害発生時の海を家の利用者の避難誘導の具体的な方法は、行政機関等や各関係者間と連携を図ることとする。
- ② 非常時の避難経路については、店内に明示すること。

16、罰則

組合は組合員の違反行為があった場合、違反行為について調査し違反者に対して、警告、または、改善命令で改善を図ることとする。

改善されない場合には、海水浴場開設期間中でも営業停止とし、休業の者を除く、全組合員の 2/3 以上の議決により、組合から除名すること。

17、その他

- ① 組合の規約及び提出した誓約書の内容を遵守すること。
- ② 規約の改定は、行政による指導、または、休業の者を除く、全組合員の 2/3 以上の議決により行われることとする。

附則

6、美化活動

「はやまクリーンプログラム」の趣旨に則り、プラスチック製品の使用削減に努めること。

以上。